

## ○和泉市特別職報酬等審議会条例

昭和40年3月31日  
条例第1号

## (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、和泉市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ和泉市議会議員の議員報酬及び特別職の職員の給料等の額について審議する。

(平20条例22・一部改正)

第3条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(平18条例29・平20条例22・平25条例31・平27条例31・一部改正)

## (組織)

第4条 審議会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、和泉市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要のつど市長が任命する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議の終了までとする。

## (会長)

第6条 審議会に会長を置き委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、人事担当部署において処理する。

(平27条例31・一部改正)

## (雑則)

第9条 [この条例](#)に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

## 附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第29号)抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が従前の例により在職する間に限り、次に掲げる規定(収入役に関する部分に限る。)は、なおその効力を有する。

(2) 第2条の規定による改正前の和泉市特別職報酬等審議会条例第3条の規定

附 則(平成20年条例第22号)

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第31号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第31号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。